

震災前借入金がある方は御相談を！

株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構

(「震災支援機構」)

復興庁
Reconstruction Agency

- 仮設から本設への移転にあたり新たな借入が必要
- 既存顧客の喪失や風評被害等による売上回復の遅れ
- 震災後借入金の返済が始まり資金繰りが厳しくなる等により…

震災前借入金との二重ローンで苦しい…

*震災前のリース取引や震災後に行った震災前債務の借換・一本化も以下の支援の対象となる可能性があります。

このようなお悩みに対して、事業再生計画をつくり支援決定を経て、以下の支援を行います！

震災前借入金の

債務免除

返済猶予

利息減免

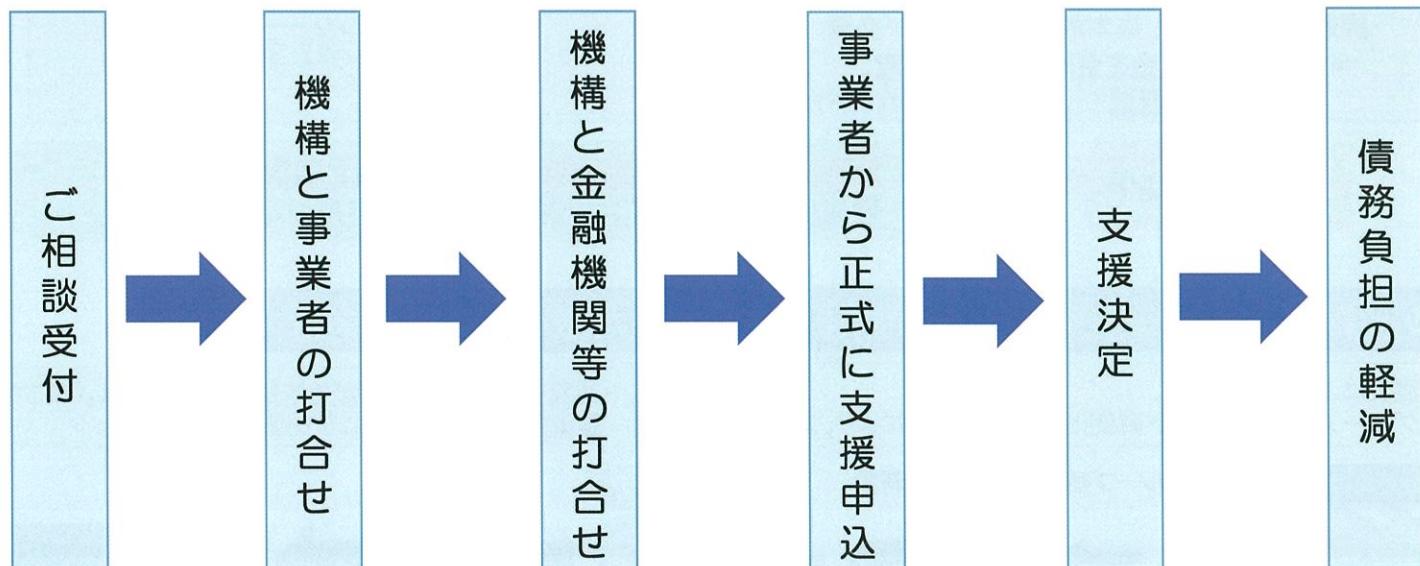
今後の新たな借入金に

債務保証

> 震災支援機構は、東日本大震災により過大な債務を負った中小事業者の方々の債務負担を軽減しつつ、事業の再生を支援するため、国により設立された会社です(700社を超える支援実績有)。

支援決定期間が3年間延長され、**平成33年3月31日まで**となりました。

支援の流れ



秘密厳守！

相談いただいた内容は、事業者の承諾なく金融機関等に伝わることはありません



ご相談無料！

お電話いただければこちらからお伺いします



連絡先

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（「震災支援機構」）（平日9:00～18:00）

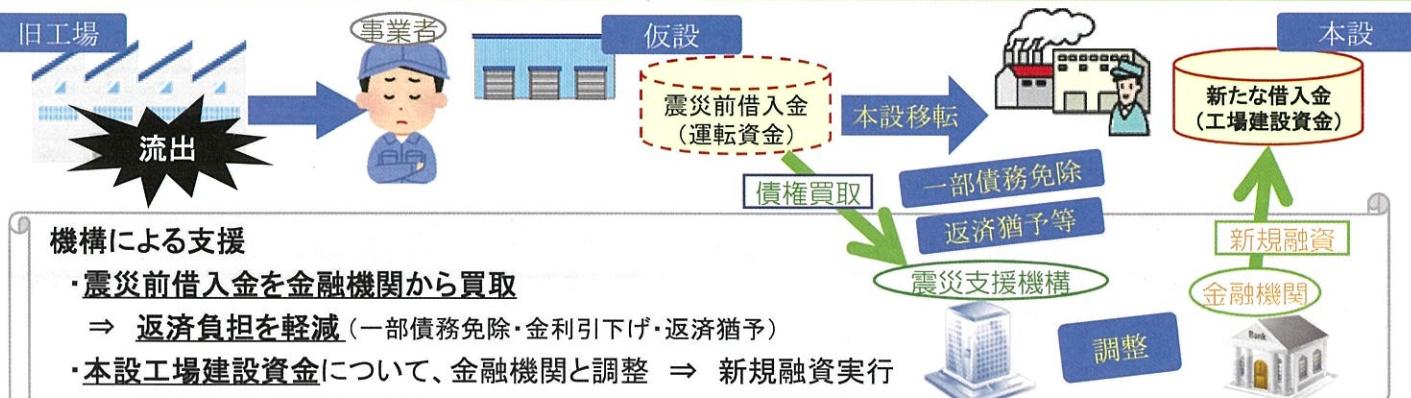
- 仙台本店（業務部）☎022-393-8550 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 第一生命タワービル19F
- 東京本部（業務部）☎03-6268-0180 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビルディング10F

【ホームページ】<http://www.shien-kiko.co.jp/>

【支援事例①】仮設から本設への移転にあたり新たな借入が必要な事業者

- ・津波により工場・設備が流出。
- ・仮設で事業再開するも、設備購入等により債務増加。

→本設工場取得し本格的な事業再開を希望
⇒新たな借入が必要となり、震災前借入金の返済負担が重い。



ここがポイント



仮設から本設に移転する際の新たな借入金によって、震災前借入金の負担が重くなる方はご相談ください！

【支援事例②】既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れている事業者

- ・原発事故に伴う地元顧客の減少等により、売上が減少。

→東電からの賠償金により黒字を確保していたものの、収益に比べて震災前借入金が過大になり、返済負担が重くなることが見込まれる。



ここがポイント



既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れ、震災前借入金が過大で返済負担が重い方はご相談ください！

【支援事例③】震災後借入金の返済が始まり資金繰りが厳しくなる事業者

- ・震災により工場が損壊。
- ・グループ補助金の受領・高度化資金の借入等により、工場を新設。

→震災後借入金の返済が始まり資金繰りが厳しくなる中、震災前借入金が過大になり返済負担が重い。



ここがポイント



震災後借入金の返済が始まることで資金繰りが厳しくなり、震災前借入金の返済負担が重くなる方はご相談ください！